

令和8年 7月 8日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 工 004
- (2) 調達件名及び数量 共焦点レーザー顕微鏡 ユニット交換 1式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 納入期限 令和9年2月26日
- (4) 納入場所 大阪大学大学院工学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-1
国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課産学連携係
電話 06-6879-4234
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年7月16日 16時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕様書

請負名：共焦点レーザー顕微鏡 ユニット交換 1式

(一般事項)

- 1 受注者は本仕様書に基づいて作業を行うものとする。
- 2 本請負の完了期限は令和9年2月26日までとする。
- 3 契約の細目は国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 4 請負代金は、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 5 その他詳細については本学職員の指示によるものとする。

(特記事項)

- 1 本業務は、以下の物品を対象として実施するものとする。

品名：共焦点レーザー顕微鏡

規格：エビデント(オリンパス)製 FV3000

備品番号：M18100000000355

不具合内容：サンプルを観察するための検出器機能低下

2 作業内容

受注者は、対象物品について、発生している不具合を解消し、正常に動作するよう部品交換作業を行うものとする。また、交換作業後に動作確認を行い、その結果を作業内容と併せて報告するものとする。

3 作業詳細

- (1) 下記部品の交換を実施すること。

品名	規格	数量
倒立用透過光検出器	エビデント製・FV-LETD	1 個
高輝度ライトガイド光源装置	エビデント製・U-LGPS	1 個
電源ケーブル	エビデント製・UYCP-11-D	1 個
スキャンユニット	エビデント製・FV50-SU-P	1 個

- (2) 上記部品交換後、以下を実施し、検出器機能が回復していることを確認する。

- ・Dye の設定変更時、内部のフィルタ類が適切に切替わること。
- ・視野範囲が問題なく表示できること。
- ・全チャンネルで画像取得ができること。
- ・蛍光画像が視野内でムラやケラレがなく観察出来ることを実施し、検出器機能が回復していること。

(3) 動作確認結果を含む作業報告書を作成すること。

4 追加作業の取扱い

部品交換・調整作業完了後も不具合が解消されない場合、受注者は速やかに本学担当者へ状況、原因推定及び必要となる追加作業内容を報告し、指示を受けること。なお、追加の調整作業または関連部品の交換等により費用または工期の変更が見込まれる場合は、事前に見積書を提出し、発注者の承認を得たうえで実施すること。

5 その他

- (4) 本請負の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 請負の実施中に疑義及びトラブルが発生した場合は、速やかに本学担当者に連絡し指示を得ること。
- (6) 実施に必要な資材等については、受注者が用意すること。
- (7) 受注者の過失により、本学の資産・設備等に損害を与えた場合は、これを補償すると共に原状復帰を行うこと。
- (8) 受注者は、代理店として本業務の一部を第三者（修理業者等）に実施させる場合、当該第三者に対して、本業務に係る契約事項を遵守させる責任を負うものとする。
- (9) 受注者は、本請負により業務上知り得た事項について、いかなる場合にも第三者に漏えいしてはならない。ただし、受注者が代理店として業務の一部を第三者に実施させる場合、当該第三者に業務実施に必要な情報を提供することについてはこの限りではない。

見 積 書

調達番号：工004

調達件名：共焦点レーザー顕微鏡 ユニット交換 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 共焦点レーザー顕微鏡 ユニット交換 1式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 研究科長 大政健史と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 業務は、国立大学法人大阪大学大学院工学研究科において、これをするものとする。

第4条 業務の完了期限は、令和9年2月26日とする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課産学連携係に送付する方法で交付するものとする。

第6条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課産学連携係に送付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の判決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

発注者

吹田市山田丘2番1号

国立大学法人大阪大学大学院工学研究科

研究科長 大政 健史 印

受注者

〔住 所〕

〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕 印